

令和7年1月29日

会計課

債権者様

古賀市からの支払方法が変わります（お知らせ）

① 支払い方法の変更について

古賀市から皆様（市民・事業所等）に口座振込を行う際に生じる金融機関に支払われる振込手数料は、皆様からの税金等の収入によって賄われています。

口座振込は、これまで支払内容ごとに行っていましたが、**振込手数料縮減のため、令和7年3月1日支払分から、同一振込日の振込を1件に集約してお支払いすることといたしました**（下記＜通帳記載例＞参照）。

何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

<通帳記載例>

◆変更前

日付	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	お預り金残高(円)
07.03.03		コガシ	*10,000	*50,000
07.03.03		コガシ	*5,000	*55,000
07.03.03		コガシ	*300	*55,300

◆変更後

1件に集約されます

日付	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	お預り金残高(円)
07.03.03		コガシ	*15,300	*55,300

※金融機関指定の振込依頼書、その他所定の納付書や集約ができない電子データ処理による振込を除きます。

② 支払内容の確認について

従前から振込内容の明細が分かる「口座振込通知書」をFAX送付させていただいている場合は、引き続きFAXでお送りします。振込内容については、口座

振込通知書に記載されている担当課へお問い合わせください。

FAX での口座振込通知書は事業所向けのサービスです。現在このサービスを利用されておらず FAX をご希望の場合は会計課までお申し出ください。

また、FAX を利用していない事業所または個人の方で、古賀市からの支払内容の確認を希望される場合は各担当課へお問い合わせください。担当課が不明な場合は会計課までお問い合わせください（この場合は調査に時間を要します）。

【この文書に関するお問い合わせ】

古賀市役所 会計課

電話 092-942-1132